

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

－保険料率の見直しについて－

《世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります》

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,700円	300円増
33万円	8.5割軽減	7,100円	500円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	23,854円	約1,800円増
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	38,167円	約2,800円増

## ②所得の軽減

◆被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

## ③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

◆この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

## 保険料の減免

●保険料のお支払いが困難な場合は、保健福祉課介護医療係へご相談ください。  
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

## 保険料のお支払い方法

**保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。**

「口座振替」を希望される方は、保健福祉課介護医療係へお申し出ください  
(お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印)

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」への切り替えには、2～3か月程度お時間が必要です。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。  
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

## －お問い合わせ先－

北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階  
☎ 011-290-5601

お住まいの市町村  
南富良野町  
保健福祉課 介護医療係  
☎ 52-2211

## 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すことになっています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

### ●均等割

(被保険者が等しく負担)

平成22・23年度  
(年額)44,192円



平成24・25年度  
(年額)47,709円  
(3,517円増)

### ●所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成22・23年度  
10.28%



平成24・25年度  
10.61%  
(0.33ポイント増)

### ●賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成22・23年度  
50万円



平成24・25年度  
55万円  
(5万円増)

## 保険料の計算方法 (平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円)×10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。  
(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません)

### ①均等割の軽減(年額)

- ◆軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ◆被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。